

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成27年11月11日(水曜日)

号外第78号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次

ページ

○告示

土地収用法による収用及び使用の手続の開始(2件)(県土整備・用地課)

1

告示

神奈川県告示第488号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の規定により、起業者から次のとおり収用及び使用の手続を開始する旨の申立てがあった。

平成27年11月11日

神奈川県知事 黒岩 祐治

1 起業者の名称

国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社

2 事業の種類

一般国道468号新設工事(有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事・神奈川県横浜市栄区田谷町字中ノ橋地内から藤沢市城南一丁目地内まで)並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事

3 手続が開始される土地

(1) 収用の手続が開始される土地

横浜市栄区田谷町字中ノ橋、字相ノ田及び字株ケ下地内
横浜市戸塚区小雀町字大面地内
藤沢市城南三丁目及び城南四丁目地内

(2) 使用の手続が開始される土地

横浜市栄区田谷町字中ノ橋、字相ノ田及び字株ケ下地内
横浜市戸塚区小雀町字大面地内
藤沢市大鋸字外原、字大清水、字小清水及び字谷、西富字膳棚、字岸及び字西原、西富二丁目、白旗一丁目、花の木、稲荷一丁目、本藤沢一丁目、本藤沢二丁目、藤沢一丁目、藤沢二丁目、藤沢三丁目、藤沢四丁目、藤沢五丁目、城南三丁目、城南四丁目並びに大庭字原地内

4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

横浜市栄区役所総務部区政推進課、横浜市戸塚区役所総務部区政推進課及び藤沢市役所土木部土木計画課

神奈川県告示第489号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の規定により、起業者から次のとおり収用及び使用の手続を開始する旨の申立てがあった。

平成27年11月11日

神奈川県知事 黒岩 祐治

1 起業者の名称

国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社

2 事業の種類

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)新設工事(高速横浜環状南線・神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢地内から同市戸塚区汲沢町字吹上ケ地内まで)並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事

3 手続が開始される土地

(1) 収用の手続が開始される土地

横浜市栄区飯島町字滝ケ久保、字外広地、字内広地及び字樋ノ口、長尾台町字雲雀子下並びに田谷町字雲雀子、字大海、字金子、字角田、字島越、字中ノ橋及び字亀ノ甲山地内

(2) 使用の手続が開始される土地

横浜市栄区飯島町字滝ケ久保、字外広地、字内広地及び字樋ノ口、長尾台町字雲雀子下並びに田谷町字雲雀子、字大海、字金子、字角田、字島越、字中ノ橋及び字亀ノ甲山地内

4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

横浜市栄区役所総務部区政推進課